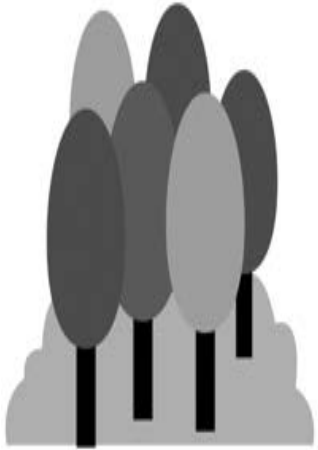


『町民植樹祭』の参加者募集！

町と網走南部森林管理署では毎年、緑化や環境意識の高揚を目的に、町民植樹祭を実施しています。夫婦、親子、孫と一緒に、兄弟・姉妹で、もちろん一人でもOK。あなたも植樹祭に参加してみませんか！

日時 5月14日(日) 午前9時集合
集合場所 役場正面玄関前(小雨決行です)
植樹場所 木樋 町有林
交通手段 町のバス等を利用します。
持ち物等 植樹のできる服装(作業服、長靴、軍手)とスコップを持参ください。
申込方法 5月11日(木)までに、役場林政担当にご住所とお名前を告げ、申し込んでください。
申し込みは電話でお願いします。

申し込み先 産業振興課 林政担当
☎ 76-2151 (内線259)



起業等振興促進事業のお知らせ

【町内において新たに事業活動を行う方や現在事業を行っている方を支援します】

対象者

【新設】・町内に新たに事業所を設置する。
・既存事業所を取得して事業を継続する。
【増設又は改修】 町内事業所において、必要な施設を増設又は改修する。
【起業家】 事業活動を行っていない方で、町内において新規に事業を開始する方
実施期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日
利用制限 実施期間中、1事業者1回限りの助成申請に必要な物 所定の申請書

問い合わせ先

産業振興課商工観光グループ (2階③番窓口)
☎ 76-2151 (内線256、315、258)

助成内容

助成区分	事業所の区分	対象投資額	投資額に対する補助金の額(率)	補助金の限度額
新設	生産施設	2,000万円以上	10分の3とする。ただし、起業者の場合は10分の4とする。	2,000万円
	集合住宅			
	社宅・社員寮	300万円以上	10分の2とする。ただし、起業者の場合は10分の3とする。	1,000万円
	観光施設			500万円
販売施設 介護・福祉施設 特定事業所				
増設又は改修	生産施設	1,000万円以上	10分の3とする。	1,000万円
	観光施設	300万円以上		500万円
	販売施設			
	介護・福祉施設			
	上記事業所に係る機械等設備のみの場合	100万円以上		300万円

小規模事業者若者雇用促進助成事業のお知らせ

【町内において若年者の正規雇用に積極的に取り組む小規模事業者を支援します】

対象事業者

◇町内に事業所又は事務所を有すること。
◇正規雇用100人以下の事業所であること(本社、支社等全体で)。
◇雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業者であること。
◇中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
◇町税を滞納していないこと。
◇申請年度及びその前年度において、正規雇用職員を事業者の都合で解雇したことがないこと。ただし、正規雇用職員の責によるものを除く。
◇労働基準法等の労働関係法令を遵守していること。
適用外事業者 ◇専ら津別町からの委託料、補助金等によって運営されている事業者
◇国及び地方公共団体から同一雇用者に対する他の補助金を受けている事業者
◇津別町暴力団排除条例第2号第3項に掲げる事業者

対象若年者

◇雇入れ時において35歳以下で正規雇用された者
◇正規雇用された日の属する月において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有しようとする者
◇事業主(経営主体)の3親等以内の親族でない者
◇過去において同一の事業所に正規雇用で雇入れされていない者
助成内容 ◇対象若年者1名につき月額2万円
◇3年限度 ◇1事業者あたり3名まで
手続き等 ◇交付要件に該当した日から2か月以内に所定の用紙で申請すること
◇各年度半期毎に助成金を交付します。

実施期間 ◇平成28年4月1日～平成32年3月31日

問い合わせ先

産業振興課商工観光グループ (2階③番窓口)
☎ 76-2151 (内線256、315、258)

山火事は起こさない！

春先のこの時期は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。ちょっとした不注意で、大切な緑や森林財産が失われてしまいます。火の取扱いには細心の注意を払いましょう。

●火入れについて

・森林法に基づく火入れは、6月30日まで許可されません。
・ゴミ焼きは、法律により実施できないことになっていきます。
・畑の野焼きは、法律に定められている農家でのアスパラの殻など農作物の残り物を焼却すること以外は認められません。

●入林の手続き

・山菜採りなどで森林に入る時のルールを守ってください。
・一般の森林 所有者に必ず断ってから入林しましょう。
・町有林 網走南部森林管理署で許可を受けてください。
☎ 0152-62-2211

●火入れの許可

・火入れや野焼きをする場合は、許可が必要です。実施日の2日前までに町長に届け出てください。
(役場林政担当 ☎ 76-2151)
また、火を扱う場所のそばに森林がある場合の届出に際しては、その森林所有者(国有林・道有林・個人など)の承認を得てください。

町有林

山菜採りなど、理由なく一般の方の入林は出来ません。

☎ 0157-24-6276

『平成28年度山火事予防作品標語の部』

『大切な森の自然を 未来まで』

網走南部森林管理署長賞
津別小学校6年生 真鍋 芽衣さん

平成29年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は29年6月1日です。調査票へのご回答をお願いいたします。



工業統計キャラクター
コウちゃん



政府統計

特産品販路拡大支援事業のお知らせ

【町外への販路拡大のために見本市等に出展する町内企業を支援します】

対象者

町内に事業所のある中小企業者
助成内容 出展小間料、出展小間装飾料及び出展物輸送費の2分の1以内(限度額20万円)
実施期間 平成27年7月1日～平成32年3月31日
利用制限 1企業1会計年度(4月～3月の間) 1回助成

申請に必要な物 所定の申請書

問い合わせ先

産業振興課商工観光グループ(2階③番窓口)
☎ 76-2151(内線256、315、258)